

令和5年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程〔第1号〕

令和5年6月12日（月曜日）午前10時0分 開会

※開会宣告

※開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 於久弘治議員に対する懲罰の件
 日程第4 第25号議案から第32号議案まで及び第1号報告から第4号報告まで並びに報第2号から報第8号まで上程
 提案理由説明

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- | | | | |
|------|---------|---|--|
| 1 番 | 野 崎 | 良 | |
| 2 番 | 在 永 | 恵 | |
| 3 番 | 於 久 弘 治 | | |
| 4 番 | 毛 利 洋 子 | | |
| 5 番 | 中 尾 | 勉 | |
| 6 番 | 井ノ口 憲 治 | | |
| 7 番 | 阿 部 輝 之 | | |
| 8 番 | 土 谷 信 也 | | |
| 9 番 | 成 重 博 文 | | |
| 10 番 | 松 本 博 彰 | | |
| 11 番 | 河 野 徳 久 | | |
| 12 番 | 安 東 正 洋 | | |
| 13 番 | 北 崎 安 行 | | |
| 14 番 | 河 野 正 春 | | |
| 15 番 | 菅 健 雄 | | |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 | | |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 田 中 良 久 |
| 次長兼議事係長 | 大 塚 栄 彦 |
| 総括主幹兼庶務係長 | 黒 田 祐 子 |
| 専 門 員 | 小 門 敏 宏 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|-----|---------|
| 市 長 | 佐々木 敏 夫 |
|-----|---------|

- | | |
|-----------------|---------|
| 副 市 長 | 安 田 祐 一 |
| 市参事兼総務課長 | 飯 沼 憲 一 |
| 市参事兼企画情報課長 | 丸山野 幸 政 |
| 市参事兼健康推進課長 | 清 水 栄 二 |
| 市参事兼環境課長 | 尾 形 稔 |
| 市参事兼商工観光課長 | 河 野 真 一 |
| 財 政 課 長 | 伊 藤 昭 弘 |
| 地域活力創造課長 | 小 野 政 文 |
| 税 務 課 長 | 近 藤 直 樹 |
| 市 民 課 長 | 黒 田 敏 信 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐々木 真 治 |
| 社 会 福 祉 課 長 | 田 染 定 利 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 水 江 和 徳 |
| 人権啓発・部落差別解消推進課長 | |

- | | |
|---------------------------------|---------|
| | 後 藤 史 明 |
| 農 業 振 興 課 長 | 川 口 達 也 |
| 耕 地 林 業 課 長 | 阿 部 博 幸 |
| 農 業 地 域 支 援 室 長 | 首 藤 賢 司 |
| 建 設 課 長 | 馬 場 政 年 |
| 都 市 建 築 課 長 | 近 藤 保 博 |
| 上 下 水 道 課 長 | 甲 斐 繁 彦 |
| 地域総務二課長兼水産・地域産業課長 | |
| | 船 木 靖 幸 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 山 田 英 彦 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長 | |
| | 藤 重 深 雪 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 塩 崎 康 弘 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 友 久 優 |
| 教 育 委 員 会 | |
| 教 育 長 | 河 野 潔 |
| 市参事兼文化財室長 | 板 井 浩 |
| 教育総務課長兼地域総務一課長 | |

- | | |
|-----------------|------------------|
| | 植 田 克 己 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 野 政 文 |
| 総務課 総括主幹兼総務法規係長 | |
| | 矢 野 裕 治 |
| | 総括主幹兼人事給与係長兼秘書係長 |
| | 江 畠 信 之 |

○議長（安東正洋君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、議員全員の出席であります。よって、令和5年第2回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

6月12日

この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（安東正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、6番、井ノ口憲治君及び7番、阿部輝之君を指名いたします。

○議長（安東正洋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりであります。

○議長（安東正洋君） 日程第3、閉会中の継続審査となっておりました於久弘治議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番、於久弘治君の退場を求めます。

（3番 於久弘治君 退場）

○議長（安東正洋君） これより本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、阿部輝之君

○懲罰特別委員長（阿部輝之君） おはようございます。

本会議から懲罰特別委員会に付託されました於久弘治議員に対する懲罰の件についての審査が終了いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

なお、この報告では、中山間地域等直接支払交付金を交付金として報告させていただきます。

少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

さて、本件は、令和5年3月15日の本会議において、於久弘治議員が地元集落協定の交付金返還について質疑した発言について、河野徳久議員及び土谷信也議員から3月17日付けで懲罰動議が提出されたものです。

動議提出理由としましては、於久議員の発言では、交付金返還原因に於久議員自身または親族が関与していることには触れず、あたかも行政の説明不足であるかのように発言したことで、市民を惑わし、議会の品位や権威をおとしめ、さらに、質疑を利用し、強く要望事項を述べた点も併せ、会議規則第55条及び第151条の規定に違反する行為であるためとされております。

3月28日の本会議最終日において、懲罰特別委員会に審査が付託され、同日に第1回目の委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。

なお、本件については、議員の一人に関わる重要な問題であり、慎重かつ公平に審査するため、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

まず、4月13日に2回目の委員会を開催し、事務局から関係会議録の写しや関係法令などの参考資料の配布があり、懲罰に関する説明がありました。

委員それぞれからは、本件についての意見や審査方法の提案などが出され、於久議員の発言内容を確認するため、今後の委員会において、本件に係る執行部や動議提出者、また、必要があれば、於久議員の地元関係者に出席を要請することを決定しました。

また、今後の審査に必要となる第4期及び第5期の西村集落協定役員名簿と交付金返還要綱を市長に対し、資料要求いたしました。

4月19日に3回目の委員会を開催し、まず、懲罰動議提出者である河野徳久議員から動議提出理由の説明がありました。これには質疑等はありませんでした。

次に、本件に係る執行部に出席してもらい、質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、「交付金返還の対象となった集落協定の名称並びに交付金の返還原因について」の質疑に対し、農業振興課長からは「名称は西村集落協定であり、交付金の返還原因は、対象農用地に転用許可を受けずにプレハブ倉庫を設置したことである」との答弁がありました。

次に、「プレハブ倉庫は誰が設置したのか」との質疑に対し、農業委員会事務局長からは「設置は於久議員の親族が個人で行った」との答弁がありました。

また、「無断転用が確認された経緯と、その後の関係者とのやり取りについて」の質疑があり、農業委員会事務局長からは「そのプレハブ倉庫の設置を

最初に認識したのは令和元年7月であり、その当日に設置者の親族に法令違反のため撤去するよう指導したが、撤去されたのは令和3年4月であった。その間、早く撤去するように複数回口頭で指導したが、撤去されないため、於久議員本人にもその旨伝えていた」との答弁がありました。

そのほか、「農地転用せず、プレハブ倉庫を設置しただけで661万円も返還しなければならないのはおかしいという声を聞く。他に理由があるのではないのか」との質疑に対し、農業振興課長からは「他に理由はない。返還金の取扱いは、第4期の交付金交付実施要綱で、協定農用地が耕作または維持管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定年度に遡って返還すると規定されているためである」との答弁がありました。

なお、九州農政局との協議の中で、協定農用地の面積中に1か所転用違反があったとして、本当に全額を返済しなければいけないのか、といった確認を何度も行ったという経過についての報告もありました。

執行部退席後、委員から、西村集落協定の関係者を参考人として呼んでもらいたいとの意見があり、協議の結果、委員会条例に基づき、次回の委員会に出席要請することとし、その人選は委員長に一任することに決定いたしました。

4月27日に4回目の委員会を開催し、西村集落協定関係者に参考人として出席していただき、懲罰動議の理由とされている内容の事実確認を行いました。

参考人には、令和4年12月9日付けの大分合同新聞の報道内容である、「交付金返還の経緯と、返還原因とされているプレハブ倉庫は、於久議員の市議選にも使われた」という内容について意見を述べてもらいました。

参考人からの意見の概要といたしましては、1点目として、新聞記事の内容に問題はなく、プレハブ倉庫は於久議員の選挙で使った。

2点目として、プレハブ設置は西村集落協定のお金は使っていないので、西村集落協定では、一切、設置についての協議はしていないというものでした。

参考人退席後、申し出により於久議員の一身上の弁明を受けました。

於久議員からは「市の担当者の指導に問題があったと聞き取れる、との指摘に対し、市民に誤解を招く発言についてはお詫びする」との弁明がありました。

なお、各委員から質疑や意見がありましたので、その概要を報告いたします。

まず、「農業委員会からのプレハブ倉庫の撤去指導を於久議員は家族と一緒に受けたことはないのか」との質疑に対し、於久議員からは「設置した土地が私の家族の土地なので、農業委員会は最初、私の家族に指導したとは思いますが、私は同席していない。私には、その後、仕事で農業委員会に出向いた際に説明があった」との答弁がありました。

なお、「その際には、農業委員会からどういった話があったのか」との質疑に対し、「撤去して欲しいという願いがあったが、私は当事者ではないので、一応、両親には伝えときます」といった話はした」との答弁がありました。

次に、「最初に指導されてから撤去まで約2年かかっているが、その理由と設置した目的について」の質疑に対し、「正直、なんでそんなに時間がかかったのか把握していない。また、プレハブは両親が建てたものであり、私は目的については把握していない」との答弁がありました。

そのほか、「農用地に農地転用せずに建物を建てるのは違反行為であることを理解しているのか」との質疑に対し、「農用地に建物を建てるのは良くないということは、当然認識している」との答弁がありました。

また、「新聞報道では、プレハブを市議会選挙で使ったとあるが、間違いはないのか」との質疑があり、於久議員からは「間違いはない」との答弁がありました。

なお、委員からは「注意された場合には、即座に断りを言って対処しておれば、今回のような事態にはなっていないと思う。全面的に於久議員を含め、土地所有者の責任は大きい。知らなかったや悪意はなかったなど甘いことを言わずに、大いに反省すべきである」といった意見もありました。

以上の客観的事実確認の積み上げにより、於久議員は、議案質疑の時点で、交付金の返還原因が、交付金の対象農用地に親が転用許可を受けずにプレハブ倉庫を設置したことや、そのため農業委員会事務局から議員自身も含め撤去指導を複数回受けていたこと、また、今回のプレハブ倉庫の設置が転用違反に当たることを認識していたこと、さらに、そのプレハブ倉庫は議員自身が市議会議員選挙で使用していたことなどが判明しました。

なお、委員間の意見交換の中で、「懲罰というの

6月12日

は、多数の原理で、やろうと思えば、どうでもやれるため、それではいけないと思い、慎重に審査をしてきた。しかし、於久議員の弁明を聞くと、自分でやったことではない、家族がやったことだと言っている。今回の件は、西村集落協定の問題ではなく、於久議員の家族がプレハブを設置しなければ問題はなかったものだが、それを大きな記事になった後でも「悪気があったことではない」などと発言し、基本的な問題が理解・反省されていない点が非常に残念である。反省を求める意味で陳謝を科すべきと思う」という意見などが出されました。

なお、懲罰動議の理由の一つであります議案質疑を利用し、強く要望を行った点につきましては、審査の中で委員から「注意や自分で反省すべきものであり、懲罰に値しないのではないか」との意見があり、その他の委員からの意見はなかったことも併せて報告いたします。

採決については、まず、懲罰を科すべきか否かを審査し、全会一致で懲罰を科すべきものといたしました。

次に、どのような懲罰の種類を科すかを審査し、全会一致で公開の議場における陳謝の懲罰を科すべきといたしました。

最後になりますが、委員会で作成しました陳謝文案については、お手元に配布しておりますので、ご確認ください。

以上で、懲罰特別委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから於久弘治議員に対する懲罰の件を起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、賛成の者は起立してください。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による

陳謝文により、於久弘治議員に公開の議場における陳謝の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安東正洋君） 起立多数であります。

よって、於久弘治議員に公開の議場における陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

於久弘治君の入場を求めます。

（3番 於久弘治君 入場）

○議長（安東正洋君） ただいまの議決に基づき、これより於久弘治君に対し、懲罰の宣告をいたします。

於久弘治君に公開の議場における陳謝の懲罰を科します。

これより於久弘治君に陳謝をさせます。

於久弘治君に、登壇して陳謝文の朗読を命じます。

○3番（於久弘治君） 去る3月15日の本会議における質疑において、第8号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）の中山間地域等直接支払交付金返還金の件に関する発言中、地元集落協定に係る交付金の返還原因に自らが関係していたにも関わらず、その事実には触れず、返還原因が市の指導及び説明不足であるかのように、繰り返し発言しました。

このことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を鑑みて、まことに申し訳なく思っており、お詫び申し上げます。

今回の豊後高田市議会による懲罰を真摯に受けとめ、ここに深く反省し、今後は発言に十分留意することをお約束して、陳謝いたします。

令和5年6月12日

豊後高田市議会議員 於久弘治

○議長（安東正洋君） 日程第4、第25号議案から第32号議案まで及び第1号報告から第4号報告まで並びに報第2号から報第8号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 本日ここに、第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、初めに2点につきましてご説明を申し上げます。

1点目は、物価高騰対策についてでございます。

物価高騰への対応につきましては、これまで数度にわたり、緊急的な対策を講じてきたところでありますが、依然、その影響は強く、市民の皆さまの生活は大変厳しい状況が続いております。

このような状況に対し、5月8日に、市議会安東議長、毛利副議長をはじめとする各会派の議員の皆さまから、市議会として、国の低所得世帯への支援及びその子どもたちへの生活支援の早期実施と物価高騰は全市民に影響していることから、緊急的な対策として国の支援メニュー以外に市独自で全世帯に向けた生活支援を、他の財源も有効に活用し実施することとした要望を受けたところでございます。

いただいた要望につきまして、しっかりと検討させていただき、要望の趣旨に沿った対策を本定例会へ提案させていただいたところでございます。

その内容でございますが、物価高騰対策として、国は、低所得の世帯に3万円とその子ども1人当たり5万円の支給を決定しましたが、これを市独自の対策として、国の支給対象外世帯にも支給を拡大することで全世帯へ3万円の支援金と全ての子育て世帯に、子ども1人当たり5万円の支援金を支給するものでございます。

市独自の具体的な支給対象でございますが、いずれも6月1日時点において、市内に住所を有していること、加えて、子どもにつきましては、国の支給対象から外れ、今年度、18歳を迎えるお子さままでを養育する保護者の皆さまを対象とさせていただきます。

支給時期といたしましては、国の低所得世帯の子どもに対する5万円は、先の4月26日に専決処分を行わせていただき、5月31日から既に支給を開始しております。今回、補正予算で計上した市独自の全世帯3万円と子どもに対する5万円は、議決いただいた後、最短で7月中旬から順次、支給していきたいと考えております。

2点目が、子育て支援についてでございます。

新たな子育て支援策といたしまして、高田高校の授業料を完全無料化にしたいと考えております。

現在、政府においては、次元の異なる少子化対策を実現するとして、様々な観点で議論が進められています。

私は就任以来、この問題には待ったなしの思いを持ち、子育てに対する負担をなくしていきたいと考え、保育園の保育料・幼稚園の授業料の無料化、中学生までの給食費の無料化、高校生までの医療費

の無料化、幼児から高校生まで無料で学べる塾の創設など、市独自の子育て支援にスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

これらの施策を講じることにより、ゼロ歳児から義務教育の中学生までの保育、教育等に係る費用を無料化できているところでありますが、今回、この考え方をさらに加速させ、全国に先駆けて、無料の対象を高校生まで拡大するものでございます。

具体的には、高校の授業料につきまして、年収目安がおおむね910万円未満の世帯は、国の制度によって無料となっておりますが、それ以外の有料となっている世帯を対象に、月額9,900円の補助を行うことで、高田高校に通う全ての高校生の授業料を無料化いたします。併せて、高田高校以外におきましても、同等額の支援を行うことにより、経済的負担の軽減を図ってまいります。

実施時期でございますが、本年10月1日から実施していきたいと考えております。

このことにより、ゼロ歳児から高校までの教育に係る費用や医療費の無料化が図られ、子育てに対する全ての保護者の皆さまの経済的負担をなくし、子どもを産み育てやすい全国トップレベルの環境を目指していきたいと考えているところでございます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、市政に関する諸般の報告を申し上げます。

まず、人口動態についてご報告申し上げます。

全国的に人口減少社会を迎える中、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年国勢調査から、50年後の日本の将来推計人口を公表したところでございます。

推計では、日本の総人口は、50年後に現在の7割に減少し、65歳以上の人口がおおよそ4割を占めるとされております。

市町村別の推計は、今後、示されることとなっておりますが、本市のような過疎地域においては、さらに厳しい状況となることを見込まれます。

人口減少と高齢化により、地域経済の担い手、地域コミュニティの担い手もいなくなり、何も手を打たなければ、自治体が消滅するという危機感を持ち、様々な角度で移住・定住の促進に取り組んでいく必要がございます。

このような状況において、令和4年度の本市の支援策を活用して移り住んだ方の実績は、140世帯・302人で4年連続300人を超えております。

さらには、令和4年度の1年間で本市へ転入され

6月12日

た方の総数が、過去最大となる1,157人となっており、これまでの移住・定住施策の取組と市民の皆さまのご協力により、確実に成果が出ていると考えているところでございます。

本市は、移住・定住の全国トップランナーとして取組を進めておりますが、自治体間競争がある中、一步前へと進むため、さらなる挑戦が必要と考えております。その一つとして、私の公約において、真玉、都甲地区に整備しました定住人口の加速を図るための定住促進無償宅地につきましては、現在、26世帯・87名の方が居住され、今後、新たに11世帯・30名の方が居住される予定で、区画数も残り僅かとなっております。

人口増施策を加速させるためには、スピード感を持って、切れ目なく取り組んでいく必要があることから、第2期の定住促進無償宅地を整備していきたいと考えております。

次に、観光動態についてでございます。

令和4年の市全体の入込客数としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、以前の状態には戻っていませんが、徐々に回復の兆しが見えております。特に、新たな観光振興として、これまでの間、長崎鼻を滞在型リゾート地として、魅力を高める取組を進めてまいりましたところ、コロナ禍の厳しい状況下におきましても、過去最高となる約11万5,000人の観光客に訪れていただいたところでございます。

こうした中、4月28日には、真玉海岸観光交流拠点施設がオープンいたしました。

愛称は、「真玉海岸♥恋叶ゆうひテラス」と決まり、日本の夕陽百選並びに国の登録記念物に指定されている真玉海岸の夕陽を眺望できる施設として、恋叶ロードのさらなる魅力向上と誘客促進に寄与するものと確信しております。

そして、今年のゴールデンウィークですが、4年ぶりの開催となった夷谷仙境春まつりや昭和の町では、夜台市、歌声喫茶などの各種イベントが催され、以前のような活気あふれる大型連休が戻ってまいりました。

また、5月20日、21日には、4年ぶりに仏の里・昭和の町豊後高田五月祭や全国から約900人が参加したふれあいマラソン大会を開催することができ、中央公園、昭和の町では、子どもたちから高齢者まで、市内外からの大勢の方々でにぎわいました。

これを契機に、コロナ禍で縮小した活動の早期復興に向け、様々な取組を進めていきたいと考えてお

ります。

次に、功労者表彰についてでございます。

4月29日、昭和の町の昭和の日に、議員の皆さまや県・市の関係者をはじめ、多くのご来賓の皆さまにご臨席いただき、功労者表彰式を開催いたしました。

自治運営、環境保全などの各種分野で功績を挙げられた7名と4団体の皆さま方を表彰いたしました。

市政運営にご協力いただきましたことに感謝を申し上げますところでございます。

次に、子育て支援のためのふるさと納税についてでございます。

令和4年度の寄附金額は4億2,880万3,000円で、競争が激化する中、4年連続で4億円を超える寄附額をいただきました。この場をお借りして、皆さまからの温かいご支援に感謝を申し上げる次第であります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

5月8日から、行動制限を伴わない季節性インフルエンザと同等の5類感染症へと移行し、大きな転換点が迎えられたところでございます。

移行から1か月を経過したところでございますが、活気ある日常が戻ってきていると実感しております。

今後も、国・県の対応方針に沿って、感染防止対策には留意しながら地域経済の再活性化に向け、全力で取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案等について、その大要をご説明申し上げます。

第25号議案の令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）につきましては、6億7,264万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、179億381万2,000円となります。

まず、物価高騰対策に関連する予算でございますが、民生費では、国の低所得世帯に対する支給対象を市独自で全ての世帯に拡大し、1世帯に一律3万円を支給する物価高騰緊急支援金事業費や今年度18歳を迎えるお子さままでを養育する保護者を対象に、国の給付金の支給対象外となった方々に対しまして、市独自で子ども1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業費（拡大部分）を計上しています。

商工費では、30%のプレミアム付商品券を総額3億9,000万円分発行する地域消費喚起プレミアム商品券事業費を計上しております。

これらの物価高騰対策事業は、物価高騰の影響が全市民に重大な影響を及ぼしていることから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを最大限に活用した上で、不足する財源につきましては、市の財政調整基金を活用することにより、全世帯とその子どもに行き届く思い切った支援策を構築したところでございます。

次に、通常分の主な内容といたしましては、商工費では、夷地区に遊歩道などを整備するための事業費や地域おこし協力隊の活動に係る事業費などを計上しております。

土木費では、真玉地区に第2期となる移住者向け定住促進無償宅地の造成に係る事業費を計上しております。

教育費では、子育て支援施策をさらに加速させるため、高田高校の授業料を無料にする高等学校等就学支援事業費などを計上しております。

第1号報告の令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、食料等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、国の特別給付金を支給する予算を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

報第2号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、一般会計に係る事業繰越について報告するものでございます。

報第3号及び報第4号につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、水道事業会計及び下水道事業会計に係る事業繰越について報告するものでございます。

次に、予算以外の議案等についてでございますが、各議案の末尾に提案理由を付しておりますので、主なものについてのみ、ご説明申し上げます。

第26号議案の過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、新たな事業の追加に伴い、本計画の一部を変更したいので、議決を求めるところでございます。

第27号議案の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地における公共的施設の整備を促進するため、総合整備計画を策定したいので、議決を求めるところでございます。

第28号議案の財産の無償譲渡につきましては、宮町二区集会所の建物を地元自治会で組織する認可地縁団体に無償譲渡するものでございます。

第29号議案の豊後高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、5類感染症への移行に伴う人事院規則の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処した職員に係る特殊勤務手当を廃止するものでございます。

第30号議案の豊後高田市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設などが行われたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第2号報告から第4号報告までにつきましては、市税条例、市税特別措置条例及び国民健康保険税条例について、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

報第5号から報第7号までにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、土地開発公社、株式会社スパランド真玉及び観光まちづくり株式会社について、経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

以上で、本定例会に提出いたしました議案等について説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○議長（安東正洋君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月15日まで休会いたします。

次の本会議は、6月16日午前10時に再開し、議案質疑を行います。

なお、議案質疑の通告は、明日正午までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安東正洋

豊後高田市議会議員 井ノ口 憲 治

6月12日

豊後高田市議会議員 阿部輝之